



お知らせ

市県民税等の納付をお願いします



令和6年中の所得に基づいて、令和7年度の市県民税等を決定しましたので、納期限内の納付をお願いします。

▶市県民税等を納める人(納税義務者)

令和6年中の所得が一定以上ある、①又は②の人

①令和7年1月1日に市内に居住する人

均等割＋所得割＋森林環境税を納付

※6月中旬に「納税通知書・納付書」を送送します。

②令和7年1月1日に市内に住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷がある人

均等割を納付

※9月中旬に「納税通知書・納付書」を送送します。

▶納付方法・納付期限

【普通徴収】

- ・第1期 6月30日(月)
- ・第2期 9月30日(火)
- ・第3期 12月1日(月)
- ・第4期 令和8年2月2日(月)

※税務課及び各振興局・振興センターの窓口、金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリで納付できます。

※口座振替を希望する場合、市内金融機関又は市役所税務課に備付けの「口座振替依頼書」に記入・押印して、金融機関等へ提出してください。また、今年度から口座振替のウェブ申込みができるようになりました(大分銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行に限る)。印鑑不要で、24時間受付できます。

【給与からの特別徴収】

給与の支払者が各月の給与から差し引いて納付

【公的年金からの特別徴収】

年金支給時に公的年金から差し引いて納付

問税務課市民税係(市県民税に関すること) ☎②8396(市役所1階)
税務課納税係(納税に関すること) ☎②8205(市役所1階)
税務課税制窓口係(証明書発行に関すること) ☎②8397(市役所1階)

令和7年度所得証明書等の 発行開始について

6月11日(水)から所得証明書・所得課税証明書が、税務課及び各振興局・振興センターの窓口、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで発行できます(給与からの特別徴収のみの人は、既に発行できます)。ただし、所得が確定できていない場合は証明書の発行ができませんので、申告を行う必要があります。

※システムメンテナンスのため、6月10日(火)はコンビニ交付サービスを利用できません。
コンビニエンスストアで証明書発行ができる時間帯 午前6時30分～午後11時

健康・福祉

国民健康保険加入対象者・後期高齢者医療加入者へ

特定健診受診券・健診受診券(はがき)を送送しました



令和7年度特定健診受診券を国民健康保険加入対象者(40～74歳)に送送しました。また、健診受診券を後期高齢者医療加入者に送送しました。健診当日まで大切に保管し、当日持参してください。

※健診の詳細は、広報ひた6月号(今号)に同封している「令和7年度健診ガイド」を確認してください。

問健康保険課健康支援係

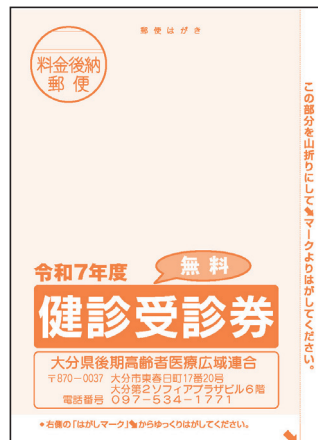
☎②3000(ウェルピア)

大分県後期高齢者医療広域連合

☎097-534-1771



はがき(見本)



国民健康保険加入対象者

後期高齢者医療加入者

募集

県営住宅の入居者を募集します

▶入居資格

既に公営住宅に入居している人や暴力団員の人を除く、次の全てに該当する人

①特に住宅に困っている人

※持ち家のある人は申込みできません。

②市県民税等の滞納がなく、これまでに県営住宅の明渡し請求を受けたことがない人

③収入が基準額を超えない人

※詳細は大分県住宅供給公社にお問い合わせください。

▶申込期間

6月9日(月)～13日(金) 午前9時15分～午後5時

▶申込方法

大分県住宅供給公社日田駐在所(日田土木事務所3階)に備付けの申込用紙で申込み

地区	住宅名	空家戸数	間取り	摘要
三和	IA-1-20	1	3DK	4階
	IA-1-24	1	3DK	4階
	2A-2-28	1	3DK	4階
	2A-2-36	1	3DK	4階
	2A-2-47	1	3DK	3階

(エレベーター無)

▶抽選日・会場

6月19日(木) 午前11時から
日田総合庁舎3階 入札室

問大分県住宅供給公社日田駐在所 ☎③2480
建築住宅課住宅係 ☎②8218(市役所5階)

お知らせ

合併処理浄化槽設置費補助金

補助金を活用して合併処理浄化槽を設置しましょう



市では、合併処理浄化槽の設置費用を補助しています。単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽に切り替える場合は、基本補助から更に上乗せ補助を行いますので、切り替えを是非ご検討ください。

合併処理浄化槽とは

家庭から排出される雑排水を微生物などの働きを利用して浄化する装置です。単独処理浄化槽はトイレの汚水のみを処理するものですが、合併処理浄化槽はお風呂や台所からの排水を併せて処理できます。

▶補助対象者

公共下水道などの整備区域を除いた区域で市内に住所を有し、自ら居住する住宅に浄化槽を設置する人及び市内に居住する目的で浄化槽を設置する人

人槽	補助基本額
5人槽	33万2,000円
7人槽	41万4,000円
10人槽	54万8,000円

+

主な上乗せ補助額
・単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から切り替える場合 20万円
・宅内配管工事費の補助 30万円 (単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に限る)
・単独処理浄化槽撤去費の補助 12万円
・くみ取り便槽撤去費の補助 9万円
・都市計画区域内に設置する場合 3万円
・市外から移住して設置する場合 10万円

※人槽は、基本的に延べ床面積で決まります。

詳しくは、右記にお問い合わせください。

問環境課水・環境係 ☎②8357(市役所2階)